令和8年度

保育施設(2号認定・3号認定)入所申込みご案内



お申込み前に必ずご覧ください

【2号・3号認定】認定こども園・保育所・地域型保育事業

※詳しくは1ページをご覧ください。

- ○認定こども園(保育部分)や保育所・地域型保育事業を利用する場合,「保育を必要とする事由」に該当する方については、町への入所申込みが必要となります。
- ○入所申込みの受付期間
 - <令和8年4月からの利用を希望される方>

受付期間 令和7年11月4日(火) ~ 令和7年11月21日(金)

※12月に入所調整し1月中旬以降にお知らせします。

上記申込み期間を過ぎてからも申込みできますが、11月中に申込みされた方を優先して調整 します。

〈年度途中に随時利用を希望される方〉

- ・利用を希望する月の前月の5日までにお申し込みください。
 - (5日が土日祝日の場合は、翌開庁日まで)
- ※5月以降に申込みのあった児童は、入所前月(中旬)に調整しお知らせします。
- ○受付時間 土・日・祝日を除く,平日の8時30分~17時15分
- ○受付場所 本庁こども課こども支援係 または 各支所町民生活係

さつま町

目 次

1.	教育・保育給付認定について	•	• •	P1
2.	保育を必要とする事由	•	•	•P2
3.	保育を利用できる時間	•	•	• P 2
4.	教育・保育給付認定の有効期間	•	•	• P3
5.	利用手続きの流れ	•	•	• P4
6.	申請・利用についての注意事項	•	•	• P4
7.	「保育を必要とする事由」の添付書類につい	7	•	• P 5
8.	町外保育施設の利用について			P6
9.	教育・保育給付認定変更に関する手続き			P6
(1)	利用者負担額(保育料)・副食費について 副食費徴収・免除の決定方法 さつま町教育・保育施設等の副食費助成事業につい			P 8
11.	町内教育・保育施設等一覧	•		Р9

1. 教育・保育給付認定について

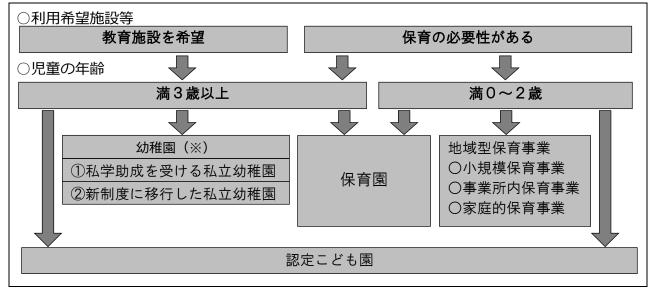
保護者からの申請を受けて市町村は、次の3つの教育・保育給付認定区分に認定を行います。利用できる施設・事業は認定された区分に応じて異なります。

教育施設(教育部分)の利用を希望される場合は、「1号認定」の申請となります。

保育施設(保育部分)の利用を希望される場合は,「2号認定」・「3号認定」の申請となります。

教育・保育給付 認定区分	年齢	保育の 必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	洪った い L	なし	教育標準時間※ (1日4時間を標準)	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上		保育標準時間 (1日最長11時間)	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 (1日最長8時間)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

利用できる教育・保育施設や事業は、次の図のようになります。



※満3歳以上で保育の必要性がある場合でも教育施設をご利用になれます。

また,令和元10月以降は,1号認定の方でも保育の必要性の認定を受けることで,月額11,300円まで預かり保育等が無償化されます。詳しくはこども課こども支援係までお問合せください。

◆認定を受けずに、一時的に預けたいときは、各施設の一時預かり事業をご利用になれます。 利用される場合は、利用希望施設へ直接お問い合わせください。

2. 保育を必要とする事由

保育認定(2号・3号認定)は、<u>保護者全員が次のいずれかに該当する</u>ことにより、家庭において必要な保育が困難である場合に認定されます。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労(月 120 時間以上)	保育標準時間
就労(月 48 時間以上 120 時間未満)	保育短時間
妊娠・出産 (産前産後期間)	保育標準時間
病気・障がい	保育標準時間・保育短時間
親族等の常時介護・看護	保育標準時間・保育短時間
災害復旧	保育標準時間
求職活動(起業準備を含む) ※最長3ヶ月間	保育短時間
就学(月 120 時間以上)	保育標準時間
就学(月 48 時間以上 120 時間未満)	保育短時間
児童虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間
育児休業の間の継続利用	保育短時間

3. 保育を利用できる時間

保育認定は,保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により同時に保育の必要量を認 定します。

なお,保育標準時間と認定される方であっても,保育短時間認定を希望される場合は保育 短時間として認定します。

区分	保育を必要とする事由の時間	保育を利用できる時間
保育標準時間	120 時間以上/月	7 時〜18 時まで (最長 11 時間)/日
保育短時間	48 時間以上 120 時間未満/月	施設が設定する 8 時間 (最長 8 時間) /日

※保育を利用できる時間以外を利用する場合は,延長保育の対象となり,別途延長保育料を施設に支払います。

4. 教育・保育給付認定の有効期間

認定の有効期間は,保育を必要とする事由により異なりますので,該当する項目をご確認ください。

区分	保育を必要とする事由	認定の有効期間 (保育施設等の利用可能期間)
	就労 (月 48 時間以上) 病気・障がい 介護・看護 災害復旧 児童虐待・D V のおそれ	こどもの小学校就学前まで
	妊娠・出産	出産予定月を基準に前2ヶ月 出産月を基準に後3ヶ月 (こどもの小学校就学前までの方が短い場 合はその期間)
2号認定 (満3歳以上) 3号認定	求職活動・起業準備	90日を経過する日の月末まで (こどもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
(満3歳未満)	就学(日中に専修学校や職業訓練等で学ぶ場合)	卒業予定日または修了予定日の月末まで (こどもの小学校就学前までの方が短い場 合はその期間)
	育児休業取得時に, すでに保育 園等を利用している子どもがい て, 継続利用が必要であること	出産日から1年以内 (こどもの小学校就学前までの方が短い場 合はその期間)
	その他	町長が必要と認める日まで (こどもの小学校就学前までの方が短い場 合はその期間)

[※]保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は,有効期間は終了となります。

5. 利用手続きの流れ

保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業の利用を希望する場合は,以下の流れで手続きを行い,決定を受けてから利用開始となります。

(1)教育・保育給付認定申請書を町に提出

教育・保育給付認定申請書に希望する園等を記入し、町へご提出ください。 なお、年度途中で利用開始を希望する場合、**利用を希望する月の前月の 5日まで**に申請書をご提出ください。

(例. 10月から利用希望を行う場合は9月5日までにご提出ください)

②町から希望施設に対して入所調整を実施

申請に基づき, 町から希望園に対して入所調整を行います。 (入所枠の空き状況によっては, 第2希望以降の園となることもございます。)

3調整結果のお知らせ

入所調整結果により、保育必要時間の決定を行い、教育・保育給付認定通知書等でお知らせいたします。

4 入所に向けての準備

利用開始日までに園と面談等を行い,利用開始に向けて調整を行ってください。

5 利用開始日

6. 申請・利用についての注意事項

- ・保護者の就労時間等のほか、ご家庭での保育が困難な場合など必要な範囲での利用となります。
- ・幼児教育や集団生活になれさせるためという理由で, 保育所等を利用することはできま せん。
- ・申込期限日までに必要書類が揃っていない場合、申請を受理できません。
- ・保育を必要とする事由に該当する場合でも、申し込んだ児童が全員利用できるわけではありません。保育所等が定員に達している場合や人員配置基準を満たさないために入園を受け入れることができない場合、利用待ちをしていただくことがあります。
- ・育児休業明けに以前の保育所等を再び利用希望される場合には,利用調整において優先されますのでご相談ください。
- ・利用申込みをされる児童で、心身に障がいがある場合は、本庁こども支援係・各支所町 民生活係へ事前にご相談ください。
- ・さつま町外から転入後に児童の教育・保育施設の利用を希望する場合, 転入前であって もさつま町へ申し込むことができます。ただし、利用開始日において保護者及び児童がさ つま町に住民登録をされていない場合,教育・保育給付認定できないため,保育施設の利 用の内定を取り消す場合があります。

7. 「保育を必要とする事由」と添付書類について

「保育を必要とする事由」に応じて、添付書類を提出してください。

保育の必要性となる事由	提出時に添付する書類
就労 (月 48 時間以上の就労を行う方)	・就労証明書
妊娠・出産 (産前2か月または出産後3ヶ月以内)	・保育を必要とする申立書 ・母子手帳の写し(出産予定日等の記載欄)
病気・障がい (病気等により, 通院や入院している方)	・保育を必要とする申立書 ・診断書(様式については、お問い合わせください)
親族等の常時介護・看護 (同居親族等の介護を行っている方)	・保育を必要とする申立書 ・診断書,ケアプラン等(任意様式)
災害復旧 (保護者等が被災した方)	・保育を必要とする申立書 ・罹災証明書(任意様式)
求職活動・起業準備 (最大 3 ヶ月以内。)	・求職活動起業準備申立書 ・ハローワークカード等
就学 (月 48 時間以上。職業訓練も含む)	・保育を必要とする申立書・在学証明書,学生証等・就学時間が確認できる書類
児童虐待やDVのおそれがあること	・保育を必要とする申立書 ・その他必要な書類
育児休業の間の継続利用	・就労証明書 ※事業主による育児休業期間の記入・証明が必要です。

8. 町外保育施設の利用について

勤務地や里帰り出産などを理由に、町外の保育施設を利用することができます。利用される場合は、本庁こども支援係・各支所町民生活係へお申し込みください。

~お申し込みの前に確認すること~

ご希望の保育施設がある市町村の保育施設利用調整担当課に以下の確認をお願いします。

- ①申込締切日 ②希望施設の空き状況 ③他市町村からの申込制限
- ※市町村によっては、区域外からの利用について制限を設けている場合があります。
- ※町からご希望の保育施設がある市町村へ利用調整の協議を、申込締切日に間に合うよう依頼しますので、期間に余裕をもってお申し込みいただきますようお願いします。

9. 教育・保育給付認定変更に関する手続き

以下の教育・保育給付要件に当てはまる場合、手続きが必要となります。

- ①教育・保育給付認定の変更申請
 - ・就労先や就労時間の変更など、保育の必要性の事由が変わった場合
 - ・教育利用(1号認定)から保育利用(2号認定)へ変更を希望する場合
 - ・婚姻や世帯員の転出等で世帯構成が変わった場合
 - 教育・保育給付認定保護者,対象児童の氏名や住所の変更があった場合
- ②教育・保育給付認定の取消し(終了)
 - ・有効期間内に、さつま町から転出したとき
 - ・教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付申請等について虚偽の申請を行ったとき
 - ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- ※保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)の変更は,証明書類の提出のあった月の翌月 1日から変更されます。月途中の変更はできませんので,保育の必要量の変更が必要な方 はお早めに証明書類等をご提出下さい。
- ※児童が満3歳に達する前日に3号認定から2号認定に変更となりますが、町が職権で変更するため、利用者が申請する必要はありません。

◆教育・保育給付認定現況届について◆

・教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設を利用しているときは、認定の要件に合致しているかどうかと、世帯の状況等の変更が無いかの確認を行うため、11月頃に教育・保育給付認定現況届を提出していただきます。提出方法など、詳しくは時期になりましたら対象者にお知らせいたします。

現況届の提出がない場合,保育施設等の利用ができなくなる場合がありますので,必ず ご提出下さい。

10. 利用者負担額 (保育料)・副食費について

令和6年度から町独自の子育て支援政策により、町内に在住するすべての子どもの利用者負担額(保育料)が無償化(無料)となりました。

- ※無償化にかかる手続きは必要ありません。
- ※延長保育料,通園送迎費,食材料費,行事費などの一部の費用は保護者の皆様の負担となります。
- ●副食費について(3歳以上児(3~5歳児)が対象)

副食費(おかずやおやつ代)は、保護者の負担となり、利用している施設に直接お支払いただきます。(各施設の副食費の金額は P9 をご確認ください。)

※3歳未満児(0~2歳児)クラスは、利用者負担額(保育料)に副食費が含まれているため負担の必要はありません。

副食費の免除について(3歳以上児(3~5歳児)が対象)

年収360万円未満相当の世帯の児童、または第3子目以降の児童は副食費が免除となります。

利用者負担 (保育料) 副食費 第1子•第2子 2 号認定 国の制度により 施設で決定した額をご負担く (3~5歳) ださい。 ●住民税非課税世帯 無 儅 保育所 ●年収360万円未満相当の ・認定こども園 世帯の方 (保育部門) ●第3子目以降 上記にあたる方は 無償

3 号認定

(0~2歳)

- 保育園
- 認定こども園 (保育部門)
- 地域型保育事業

町独自政策により

無償

利用者負担額(保育料)に含まれています。

(1) 副食費徴収・免除の決定方法

市町村民税額や世帯の状況で決定します。年度の途中で変更になる場合があります。

- ・副食費は、世帯の市町村民税額の合計額で算定していますが、祖父母と同居している母子(父子)家庭で、父母の収入が一定額以下の場合は、家計の主宰者の税額により決定します。
- ・市町村民税所得割額を計算する場合,住宅借入金等特別税額控除,配当控除,寄附金税額控除,外 国税額控除,配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- ・毎年9月に算定年度の切り替えを行っています。そのため、4月~8月分は前年度分の市町村民税額を基準とし、9月~翌年3月分は当年度分の市町村民税額を基準として副食費徴収免除の別を決定します。

税情報は、毎年9月が切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8	月 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額		オ	上年度 の	市町村	民税額	Į	

(2)さつま町教育・保育施設等の副食費助成事業について

さつま町では、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的として、令和2年度より副食費の 徴収対象者に対して「1人あたり月2,000円」の助成を行っています。

助成対象者:さつま町に住民登録を行っている1号認定者または2号認定者で副食費

の徴収対象となる子どもの保護者

助成金額:対象子ども1人あたり月2,000円 ※具体的な手続きは対象者の方に別途案内いたします。

11. 町内教育・保育施設等一覧

【保育所】

施設名	住所	連絡先	受入開始月齢	利用定員	副食費※
山崎保育園	山崎 861-2	0996-56-8555	2ヶ月	4 0名	4,600円
佐志保育園	広瀬 1242-7	0996-53-1378	3ヶ月	4 0名	5,200円
太陽保育園	宮之城屋地 2115	0996-52-2551	3ヶ月	4 0名	4,600円
信教寺保育園	宮之城屋地 808-1	0996-53-3130	3ヶ月	60名	4,500円
上宮保育園	平川 1872-2	0996-54-2672	2ヶ月	2 0名	4,500円

【認定こども園】

施設名	住所	連絡先	受入開始 月齢	定員	副食費※	
幼保連携型認定こども園	始田 2424 10	0006 50 3074	٠, ا	幼稚園 15名	4 F00 III	
つるだ同朋子ども園	鶴田 3424-18	0996-59-3074	3ヶ月	保育所 50名	4,500円	
ナナカフドナ国	拉压 [102	0006 50 0675		幼稚園 10名	3,400円	
あさひこども園	柏原 5183	0996-59-8675	2ヶ月	保育所 40名	4,900円	
認定こども園	#\\ 	0006 52 0225		幼稚園 15名	L 300 E	
クオラキッズ	船木 2336-1	0996-53-0335	2ヶ月	保育所 60名	5,200円	
				幼稚園 25名	4,500円	
宮之城聖母幼稚園	虎居 1020	0996-53-0602	満2歳	保育所(2号)15名	5,500円	
(ナーサリールームせいぼ)				保育所(3号) 5名		
恵光保育園	中海川 1096 1	0996-57-0845	2 ヶ月	幼稚園 15名	5,000 円	
忠元休月園	光保育園 中津川 1986-1 0996-57	0990-37-0643	2ヶ月	保育所 20名	5,000 🗅	
 吉祥保育園	虎居町 1779-1	0996-53-0305	2 4 日	幼稚園 15名	4 €00 ⊞	
口作休月图	/元/古叫 1//9-1	0990-33-0305	2ヶ月	保育所 60名	4,500円	

【事業所内保育所】

23 2 3 3 7 1 1 3 7 1 1 2 7 7 1 2					
施設名	住所	連絡先	受入開始月齢	定員	副食費※
わんぱくキッズ	船木 2311-6	0996-52-1265	2ヶ月	従業員枠4名 地域枠 1名	

[※]令和7年10月1日時点の一覧になります。定員や副食費は変動する場合があります。

[※]副食費については3歳以上児(3~5歳児)クラスのみ負担となります。詳しくはP7をご確認ください。

■町内教育・保育施設位置図



番号	施設名	番号	施設名
1	山崎保育園	7	吉祥保育園
2	認定こども園クオラキッズ	8	上宮保育園
3	わんぱくキッズ	9	あさひこども園
4	信教寺保育園	10	幼保連携型認定こども園つるだ同朋子ども園
(5)	太陽保育園	11)	恵光保育園
6	宮之城聖母幼稚園	12	佐志保育園

[★]数字の場所が施設の大まかな位置になります。

<申請先・問い合わせ先>

さつま町役場 こども課 こども支援係

〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

電話 0996-24-8940

FAX 0996-52-3514